

稲沢市民病院訪問看護ステーション あしたば 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営の方針

- (1) 事業の目的
- 病气やけがなどにより在宅療養をしている状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた方に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。
- (2) 運営の方針
- 利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護サービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護サービスの実施にあたり、サービス従事者の確保、教育、指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療、福祉などの関係機関との連携により、総合的な訪問看護サービスの提供に努めます。

2. 当事業所の概要

事業所名	稲沢市民病院訪問看護ステーション
所在地	稲沢市長束町沼 100 番地
連絡先	TEL 0587-32-2901 FAX 0587-32-2902
営業時間	月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）
サービス種類	訪問看護 介護予防訪問看護
事業所番号	介護保険 2363990140 医療保険 3990140
サービス提供地域	稲沢市 ※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。
管理者	志船 幸恵
職員体制	看護師 10 名（常勤 9 名）

3. 訪問看護の内容

- (1) 病状や障害、全身状態の観察
- (2) 清拭(体を拭いて清潔にする)、洗髪などによる清潔の保持
- (3) 排泄の介助、指導
- (4) 褥瘡(床ずれ)の予防や処置
- (5) 運動機能リハビリテーションの介助や指導
- (6) 摂食嚥下(食物をとり、飲み下す)リハビリテーション
- (7) カテーテル(細い管の医療器具)などの管理
- (8) 療養生活や介護方法の助言
- (9) 認知症患者の看護
- (10) 終末期の看護
- (11) その他医師の指示による必要な医療処置など

4. 訪問看護の利用に関する事項

- (1) 訪問看護の開始
- 訪問看護サービスの依頼をいただいた後、主治医と連絡をとり、「訪問看護指示書」に記された指示のもとにサービス従事者が訪問する際、「稲沢市民病院訪問看護ステーション あしたば 利用申込書」を提出していただきます。その後、業務内容や、訪問日、訪問時間等についてご相談し、訪問看護サービス利用契約を締結します。
- サービス従事者は、主治医に対して「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出します。訪問看護を提供するにあたり、介護支援専門員やその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (2) 訪問看護の終了
- ア. 利用者の都合で訪問看護を終了する場合
- 原則、訪問看護の終了を希望する日の**3 日前まで**にお申し出ください。
- イ. 当事業所の都合で訪問看護を終了する場合
- やむを得ない事情により、当事業所からの訪問看護サービスの提供を終了させていただく場合があります。
- ウ. 自動的に終了する場合
- ・利用者が介護保険施設への入所・医療施設等へ帰院及び入院した場合

・利用者が亡くなられた場合
- (3) その他
- ア. 台風や雪などで往復途上での危険が予測される場合は、定期の訪問を変更させていただく場合があります。
- イ. 訪問日や訪問時間の変更又は中止を希望される場合は、できるだけお早めにご連絡ください。
- ウ. 緊急時に備えて事業所全体で対応できるよう備えておりますが、やむを得ず訪問日や訪問看護の変更をさせていただきます場合は、あらかじめご連絡し調整させていただきますのでご了承ください。
5. 緊急時の対応方法
- 訪問中に容体の変化等があった場合には、必要に応じて応急手当を行うとともに、主治医、ご家族へ連絡します。また、主治医の指示に従って利用者へ必要な対応を行い、その結果を報告します。
6. 事故発生時の対応
- 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
7. 看護職員の禁止行為
- 看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。
- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

(2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

(3) 利用者の同居家族に対するサービス提供

(4) 利用者の居宅での飲食、飲酒、喫煙

(5) その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8. 看護職員への禁止行為

訪問看護の利用にあたっては次に掲げる行為は行わないで下さい。

- (1) 看護師等の心身に危害を及ぼす行為
- (2) 事業者又は事業所の運営に支障を与える行為
- (3) 以上の他、訪問看護の提供を困難にする行為

9. 利用料と支払い方法

(1) 利用料

- ア. 介護、医療保険：別紙1、2をご覧ください。
- イ. その他の利用料：別紙1及び別紙2をご覧ください。

(2) 支払い方法

毎月15日までに、前月分の訪問看護明細書、自己負担金の請求書を送付します。

お支払いは金融機関（ゆうちょ銀行を含む）からの口座引き落とし（原則、翌月28日。休日の場合は翌営業日）か、下記指定口座へ振込みをお願いします。口座振込の場合、振込手数料は利用者負担となります。なお、口座引き落としの場合は、領収証の交付は省略させていただきます。

金融機関名	三菱UFJ銀行	支店名	稲沢支店
	金融機関コード 0005		支店コード 393
口座番号	普通口座 0042404		
口座名義	イナザワシビョウインジギョウ 稲沢市病院事業		

10. 訪問看護の内容に関する相談、苦情窓口

下記の機関に苦情を申し立てることができます。

(1) 稲沢市民病院訪問看護ステーション あしたば	Tel 0587-32-2901
月～金 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、12月29日から1月3日までを除く） 窓口責任者 稲沢市民病院訪問看護ステーション あしたば 管理者 志船 幸恵	
(2) 稲沢市高齢介護課	Tel 0587-32-1292
月～金 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、12月29日から1月3日までを除く）	
(3) 愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室	Tel 052-971-4165
平日 午前9時～午後5時（12：00-13：00を除く 土・日・祝日、年末年始を除く）	

- ☐ 訪問看護
- ☐ 介護予防訪問看護

訪問看護事業の契約締結にあたり、上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】

所在地 稲沢市長東町沼100番地
名称 稲沢市病院事業

【事業所】

所在地 稲沢市長東町沼100番地
名称 稲沢市民病院訪問看護ステーション あしたば

【説明者】 _____ 印

訪問看護事業の契約締結にあたり、上記のとおり説明を受け了承しました。

令和 年 月 日

【利用者】住所 _____

氏名 _____ 印

【代理人】住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄)